研究活動の不正行為への対応体系

最高管理責任者
（学長）
運営・管理全般を総括運営
研究活動の不正に関して最終責任者

不正防止計画の実施

状況報告

不正を発生させる要因の把握および不正防止計画の策定

状況報告

統括管理責任者
（副学長）
最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正に関して
統括する実質的な責任と権限を持つ

不正防止計画の実施指導

状況報告

部局管理責任者
（学部長、短期大学部長）
※総合研究センター長はコンプライアンス推進責任者および研究倫理教育責任者、
総合研究センター長以外の各学部長はコンプライアンス推進副責任者となる
研究活動の不正防止について掌理する

不正防止計画の実施ルール等指導

状況報告

経費管理責任者
（事務局長）
研究活動の不正防止に関する事務をつかさどる

不正防止計画推進部署
（運営財務点検委員会）
内部監査・モニタリングを管理する

不正防止計画具体案等の実施ルール等の指導

状況報告

内部監査・モニタリング
実施指示

状況報告

事務管理責任者
（研究支援課長）
研究活動の不正に関する情報を受け、各学部長事務責任者、部局責任者、不正防止計画推進部署
とともに、研究活動の不正防止に関する管理・運営や事務を適正に行うための必要な措置を取る
内部監査・モニタリング実施、学内説明会等でのルール等の指導を行う